

特定個人情報取扱規程

医療法人研精会 豊田西病院は、特定個人情報等の適正な取扱いの手順として、特定個人情報取扱規程を下記のように定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）および特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、医療法人研精会 豊田西病院（以下「当法人」という）における特定個人情報の取扱いについて定めたものです。

(定義)

第2条 この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいいます。

(組織体制)

第3条

- 1 当法人は、事務長を責任者とします。
- 2 事務取扱担当者は、事務長以外の事務部の職員及び各部署において個人番号が記載された書類等を受領する担当者を事務取扱担当者とします。

(特定個人情報の利用の範囲)

第4条 当法人法が取り扱う特定個人情報は、以下のものに利用します。

- ①給与所得・退職所得の源泉徴収票に関する事務
- ②地方税に関する事務
- ③雇用保険法に関する事務
- ④健康保険法・厚生年金保険法に関する事務
- ⑤労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑥国民年金法の第3号被保険者制度に関する事務

- ⑦財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び
申込書提出事務
- ⑧相続税法に関する事務
- ⑨報酬・料金等の支払調書作成事務
- ⑩配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ⑪不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ⑫不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- ⑬その他の支払調書作成事務

第2章 取得の段階

(マイナンバーの提出依頼)

第5条 平成27年11月中旬 事務取扱担当者は、職員に扶養控除等申告書の作成において、個人番号の記入を依頼します。
個人番号利用目的通知書は、院内掲示・ホームページで確認をお願いします。

(職員からマイナンバーの提出)

第6条 平成27年11月下旬までに、職員は扶養控除等申告書を作成して、職員自身の個人番号を記入した申告書を個々指定の茶封筒（糊付け李）にて提出します。その際、提出リストに、日付・記名を行います。

(マイナンバー番号＋身元確認)

第7条 事務取扱担当者は、職員からの提出をもって確認完了します。

第3章 保存の段階

(マイナンバーの登録)

第8条 事務取扱担当者は、提出された扶養控除等申告書を保管庫（鍵付）にて一時預かり、提出書類が全て揃った段階で、委託先へレターパックで送付します。一切のコピー等はとりません。

(保存の安全管理措置)

第9条

1. 特定個人情報のうち、紙による資料は、区域を定めた場所の鍵付きの書庫に保管する等の方法により管理をします。

第4章 利用・提供の段階

(源泉徴収票の作成等)

第10条

1. 平成28年1月以降、退職者のために職員へ、源泉徴収票を交付します。
委託先にて作成された源泉徴収票はそのまま職員本人へ渡します。
控え(コピー)をとることは致しません。
2. 平成29年1月末日、職員へ、源泉徴収票を作成して渡します。
委託先にて作成された源泉徴収票はそのまま職員本人へ渡します。
控え(コピー)をとることは致しません。
3. 特定個人情報に関する書類を持出す際には、封かんをするか、鍵付きのバックを使用するものとします。

第5章 廃棄の段階

(保管期間後廃棄削除)

第11条

1. 職員からの扶養異動申告書について、事務取扱担当者は、当該関連する法定保管期間経過後1年以内に削除(書類焼却)します。

第6章 その他

(改廃)

- 第12条 特定個人情報取扱規程の改廃は、責任者が行うものとします。